

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人センチュリー岡山(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に定める者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 評議員及び監事は無報酬とする。

- 2 理事の報酬は、勤務実態に即して支給することとし、その地位にあることのみによっては支給しない。
- 3 この法人を代表しその業務を遂行する理事長及びこの法人の業務を分担執行する理事には職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬の額等)

第4条 前条により報酬を支給することができる理事及びその報酬上限額は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 理事長 月額30万円までの範囲内
 - (2) 名誉理事長 月額30万円 //
 - (3) 専務理事 月額20万円 //
 - (4) 常務理事 月額20万円 //
- 2 支給する報酬の額は勤務実態及び業務内容に応じ理事会において定める。
 - 3 理事が職員を兼務している場合は職員俸給が支給されるため報酬は支給しない。
 - 4 報酬の支給日は職員の給与支給日に準じるものとする。

(費用弁償)

第5条 役員(役員報酬を支給される者及び職員を兼務する者を除く。)及び評議員が理事会又は評議員会に出席したときは費用弁償(交通費相当額等)として1回3千円を支給する。

- 2 監事が監事監査を実施するに当たっては費用弁償(交通費相当額等)として1回5千円を支給する。
- 3 役員及び評議員が第1項及び第2項以外の会議、研修等に参加する場合の費用弁償は、その者の住所地から起算し、「職員旅費規程」を適用し旅費を支給することができる。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は平成29年6月25日(定時評議員会の議決日)から施行する。